

## 新潟県フードバンク設備整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等により生活に困窮した世帯等に対して安定した食料支援が行われるよう、フードバンク活動を行う団体が食料保管体制を強化するために行う設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「フードバンク活動」の定義は、「生産者又は製造、流通等の事業者から、市場に流通させることができない食品、家庭から余剰になった食品の提供を受けて、必要とする福祉施設や生活に困窮する家庭等は無償で提供する一連の活動」とする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助事業者」という。)は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 県内に事務所を置く、法人格を有する団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあっては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

① 県内において主たる事務所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 年度毎に事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等(これらの定めがない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。

(2) 法人の定款又は団体の組織運営に関する規程等においてフードバンク活動の実施を明記していること。

(3) 令和7年度中に県内においてフードバンク活動を実施することが事業計画等で定められている団体であること。

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) その他知事が補助金の交付の対象として不適当と判断する者

### (補助事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、フードバンク活動を行う団体が実施する、食料保管体制を強化するための設備整備事業とする。

### (補助対象経費等)

第5条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の区分、補助対象経費

の内容、補助率及び上限額は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、前項により求められた額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付の条件)

第 6 条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請書は、第 1 号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項の規定による添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体調書(第 2 号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(変更の承認申請)

第 8 条 第 6 条の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第 3 号様式による事業内容等変更承認申請書を、事業内容を変更しようとする日の 10 日前までに知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 9 条 第 6 条の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 総事業費の 30%を超える経費の配分を変更する場合
- (2) 整備する設備品目を変更する場合
- (3) (1) 及び(2)に該当しない場合であっても、事業内容に著しい変更を生じる場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 10 条 第 6 条の (3) の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第 4 号様式による事業中止 (廃止) 承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 10 日前までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、第 5 号様式のとおりとし、提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 知事は前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第 13 条 補助金は規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の 8 割 (1,000 円未満の端数切り捨て) を上限に概算払をすることができる。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業により取得した財産のうち、取得単価 5 万円以上の財産を知事の承認を受けず、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

別表 1

| 1 補助対象経費 | 2 補助対象経費の内容                  | 3 補助率    | 4 上限額            |
|----------|------------------------------|----------|------------------|
| 設備整備費    | 設備本体の整備（購入、製作等）に要する費用        | 1 / 2 以内 | 1 団体当たり<br>50 万円 |
| 設備整備付帯費  | 設備整備に必要な経費（配送料、設置工事費 等）      |          |                  |
| 消耗品費     | 単価 5 万円未満の消耗品（保冷剤等）の購入に要する費用 |          |                  |

※ 国、地方公共団体、民間団体等からの補助金、委託費等（以下、他補助金等）と本補助金を併用する場合は、他補助金等を除いた額を補助対象経費とする。